CYTEC

Delivering Technology Beyond
Our Customers' Imagination™

社員 行動 規範

2008 年1月

CYTEC
Delivering Technology Beyond Our Customers' Imagination™

ビジョン

顧客の想像を超えた技術を届ける。

結果として

- 持続可能で利益性のある成長を達成する
- 挑戦し約束し従業員に報いる文化を提供する
- 対象市場で技術的リーダーとして国際的に認識される
- 社会に肯定的な影響を与える

価値観

安全性
安全性は私たちの行動の中核となるものであり、常に最優先されます。

環境
私たちがビジネスを行う地域社会の衛生と安寧を保護する義務が私たちにはあります。

社員
私たちは安全、衛生、成功に対する相互の必要性を認識し、社員一人ひとりを尊重します。私たちはお互いの多様なアイディア、経験、バックグラウンドを大切にします。

権限委譲
私たちは革新的であること、独立した意思決定を行うために行動すること、自らの行動の説明責任を持つことを社員に奨励します。

リーダーシップ
私たちは一人ひとりが手本を示して他を指導し、動機づけをし、これらの中核をなす価値観を常に体現します。社員をコーチし、訓練し、権限を委譲して社員の可能性を最大限引き出します。

チームワーク
私たちはやる気に満ち無私の心で共通の目標に向かってグループとして個人として仕事をします。

継続的な向上
私たちは正しいことをより良くやることを徹底的に追求します。

技術
私たちはビジネスを構築して保持する技術を開発するための資源の提供に努めます。

倫理
私たちはビジネスと個人的行動の両方において公正、誠実であり一貫性を保ちます。

Delivering Technology Beyond
Our Customers' Imagination™

目次　　ページ

シェーン・フレミングから社員各位へ	4-5
コンプライアンス・オフィス	6
はじめに	7
社員行動規範	8
競争に関する行爲	9
雇用機会均等	10
プライバシー	11
インサイダー取引と Cytec 株の取引	12
環境・安全・衛生	13
帳簿と記録の整合性、会計基準	14
会社の財産と機会	14
不正な支払	15
政治活動	15
政府機関への虚僞の報告	15
外国の排斥運動	16
著作権	16
利害相反	17-18
会社の専有情報及び競争に関する情報	19

Delivering Technology Beyond
Our Customers' Imagination™

CYTEC INDUSTRIES INC.
Five Garret Mountain Plaza
Woodland Park, NJ 07424

Shane D. Fleming
取締役会長
社長兼
最高経営責任者（CEO）

社員各位

Cytec は会社を世界の一流化学企業に発展させるというビジョンを掲げて設立されました。これは、私たち皆が誇りに思うことができるものであり、当社の株主に最高の配当を提供する源となるものです。会社の設立以来多くのポジティブな出来事がありましたが、私たちは同じビジョンを持ち続けています。

このビジョンを達成するには、顧客を喜ばせて売上や利益を増やすだけでは十分ではありません。私たちは Value Statement（価値観宣言）に述べられているCytecの価値観を守らねばなりません。当社の価値観の一部は安全性といった特定の分野で秀でており、これらの分野でやるべきことを怠ったり不正な行いをすることは結果として人命の損失につながるだけでなく、恐らく挽回不可能な巨額の損失を蒙る可能性があります。倫理と法的適合性も、当社のビジョンを達成する上で私たちが秀でていなければならない規律です。そもそも倫理と法律に則った行動は当社の価値観システムの重要な一部であり、経済的影響に係りなく私たちが重視する事柄です。しかしそれにも増して、私たちは好むと好まざるとに関わらず、例え些細なものであってもミスにより当社の評判が傷つけられて何百万ドルもの費用が発生したり、意図的な違法行爲の結果としてせっかく築いたキャリアが無に帰したり禁固刑に処せられる可能性がある、高度な規制社会に生きています。会社を危険に曝すような法的及び倫理的に不適切な行爲はCytecでは許容されません。

この小冊子の社員行動規範には指針となる幾つかの法的及び倫理的方針が定められており、全社員及び役員・重役はこの規範を熟読し、内容をよく理解して下さい。しかし、あらゆる種類の禁止行爲のそれぞれについてこの小冊子で述べることは不可能なので、主要な懸念分野に焦点を絞り、危険な状況を社員が自分で判断できるように、又専門家の助けを借りる必要を判断しやすいように十分な情報の提供に努めました。何か不明な点がある場合は、遠慮せずに相談して下さい。

又、コンプライアンス・オフィスも活用して下さい。社員行動規範で定められている原則に違反する行爲があると確信される場合には、郵便または電子メール、電話でコンプライアンス・オフィスへ連絡して下さい。連絡者が希望する場合は秘密厳守で取り扱います。

この社員行動規範への違反の可能性に気が付いた場合には、社内の適切な人物に問題を報告して下さい。ほとんどの場合、違反を報告する人物としては直属の上司が適切であると思われます。その他の場合や、直属の上司には相談しにくい場合、或いは直属の上司に話したがその反応に納得できない場合は、ロケーション・マネージャー、又は人事担当者、環境コンプライアンス・マネージャー、自分のロケーションを担当するコントローラーに相談してもよいでしょう。ロケーションの枠を超える場合や関わっている問題の種類に依っては、会社の人事部、又は安全・健康・環境部、社内監査部、法務部の助けを求めてもよいでしょう。特に、問題が深刻な違反行爲に関係があると確信される場合や、報復の可能性が心配される場合は、コンプライアンス・オフィサーが秘密厳守でいつでも皆さんの助けとなります。このように相談しやすい環境が整っているので、違法行爲が行われている場合に沈黙していてもよい口実はありません。

同封の社員行動規範を注意深く読み、Cytec での皆さんのビジネスのやり方の一部として下さい。行動規範への完全な適合こそ、私たちが誇りにできる優れたグローバル化学会社にCytecを発展させる力となることを確信しています。

敬具

Cytec Industries Inc.
取締役会長
Shane D. Fleming

コンプライアンス・オフィス

皆さんがこの社員行動規範に適合しやすいように、又、行動規範の違反に遭遇した場合に秘密厳守で相談できるように、会社ではコンプライアンス・オフィスを開設しています。米国内はフリーダイヤルで電話をかけられます。又は、郵送や電子メールで連絡できます。

電話番号：

米国・カナダ：
1-800-882-3585

米国・カナダ以外からかける場合：
*1-973-357-3438
*最初に現地の国際電話アクセスコードをダイヤルして下さい。

郵送先：

Cytec Industries Inc.
Five Garret Mountain Plaza
Woodland Park, New Jersey 07424
U.S.A.
Attention: Compliance Officer

電子メール：

Compliance@Cytec.com

- Cytec の会計、社内会計管理、監査に関する苦情は重役会監査委員会へ報告されます。
- 重役会に宛てた通信内容は要約を作成の上、重役会へ提出されます。
- その他の懸念は Cytec 執行委員会へ報告され、適切と判断される場合は重役会へ報告されます。
- すべての通信、苦情、懸念は Cytec コンプライアンス・オフィスにより受理、処理されます。
- 懸念は匿名又は秘密厳守で報告することができます。
- 送信者の連絡先が明記されている場合は、通信文を受け取り次第、書面による受け取り通知をCytecコンプライアント・オフィスから送付します。

はじめに

適用と年次証明書。
この社員行動規範はCytec及びその世界中の関連会社の重役、役員、社員（以下、「個人」といいます）に適用されます。各個人は社員行動規範のすべての条項を遵守する責任があります。各重役及び役員、ほとんどの社員は毎年、前年度に社員行動規範に適合していることを証明するよう求められます。又、社員行動規範の他者による未提起の違反を認識していない旨の確認を求められます。

違反の罰則。
社員行動規範を含む、Cytec の方針に違反する個人は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。懲戒処分の対象となる不適切な行爲の例を以下にあげます。

・ 社員行動規範の違反 ‘
・ 社員行動規範違反を他者に要求した場合
・ 社員行動規範に対する既知の違反又は疑わしい違反の報告を怠った場合
・ 社員行動規範違反の報告者に対する報復

免責。
状況の如何を問わず、社員行動規範からの免責が適切である場合はほとんどないと会社は考えます。ただし、適切な状況下では執行委員会は会社及びその関連会社の社員を対象に社員行動規範からの免責を認める場合があります。いかなる認可された免責も、次回開催の役員会における監査委員会へ報告しなければな りません。会社の役員は免責対象者に含まれません。会社の役員 又は重役に社員行動規範からの免責を認めることができるのは重役会のみであり、このような免責はすみやかに会社のインターネットウェブサイト www.cytec.com で公開されます。

本書のいかなる部分も個人との雇用契約を成すものではありません。この社員行動規範はCytec執行委員会により適時修正される場合があります。又、会社の重役の行爲に社員行動規範が関連する場合はCytec重役会により適時修正される場合があります。

社員行動規範

この小冊子で頭書に記載されているCytec のビジョンと価値観は、社員行動規範の基礎となる四原則の中核となるものです。

- **安全／環境。** 安全性は私たちの行動の中核となるものであり、常に最優先されます。私たちは社員だけでなく、当社がビジネスを行う地域社会の衛生と安寧を保護するため全力を尽くします。

- **倫理。** 私たちは倫理に沿って行動しなければなりません。私たちはビジネスと個人的行動の両方において公正、誠実であり一貫性を保ちます。私たちのすべての行動は、同僚、顧客及び供給業者、政府及び規制機関、当社が事業を行う地域社会の信頼を得、これを保つために行います。社員行動規範と矛盾する行爲を行ってはいけません。行動規範書ですべての状況を網羅することは不可能であることを私たちは認識しています。社員はこの社員行動規範で述べられていない状況にも強力な倫理的原則を指針として下さい。

- **社員。** 私たちは社員一人ひとりを尊重し、お互いの多様なアイディア、経験、バックグラウンドを大切にします。全社で公正な雇用規則が施行されるよう全力を尽くします。

- **法律遵守。** 私たちは当社のビジネスに適用可能な世界中のすべての法律及び規則を守らねばなりません。Cytecは米国で法人として設立され、その有価証券は米国で登録、販売されているため、一部の米国法は世界各地のCytecの運営に適用されます。すべての個人はこれらの法律だけでなく、事業を展開する国の適用可能な法律・規則を遵守しなければなりません。

私たちは上記の四原則に則り、Cytec及び株主に最良の結果をもたらす行動を取らねばなりません。私たちはやる気に満ち無私の心で共通の目標に向かってグループとして個人として仕事をします。仕事と私的な事柄との相反する利害は一切避けねばなりません。

この小冊子では、Cytecに最も直接的な影響を及ぼす多くの法律について述べられている他、各個人が遵守するべきその他の一定の行動原則についても述べられています。

競争に関する行爲

*独占禁止法及び競争法。*会 社の事業を行う各個人は、会社の事業に適用可能な法律が施行されている国や地域の独占禁止法及び競争法を遵守しなければなりません。Cytec では、独占禁止法及び競争法に厳密に適合することを会社の方針としています。

一般的に独禁法及び競争法は、各種の競争制限行爲を禁止しています。禁止されている行爲としては、顧客に対する価格固定又は顧客や市場の配分を目的として競争相手に、明示的・暗示的を問わず、又、書面や口頭で、協定や申し合わせを提示したり契約を結ぶことが含まれます。同業組合といった競争相手が関わってくる会合は特に微妙な問題です。このような会合では一般的な業界の関心のほとんどが話し合われると思われますが、事業計画や価格付け、顧客、市場等の競争に関わる微妙な内容について話すべきではありません。禁止行爲には、当社販売店や再販業者の再販価格の固定も含まれます。

Cytec では価格変更や入札の提示に関して非共謀証明書を義務付ける手順を確立しています。又、Cytecでは独占禁止法違反が示唆されるような取引に関して法務部と検討し、その承認を得ることを義務付けています。更に、Cytecでは非日常的性格の大半の契約について法務部による検討と承認を得ることを義務付けており、このプロセスにより独禁法違反の防止を図っています。

公正な取引。 すべての顧客、供給業者、競争相手との取引は、何らかの操作や隠蔽、特権的情報の乱用、重要な事実に関する誤った説明、その他の不公正な取引行爲により他者を不公正に利用することなく実施するべきです。すべての顧客、供給業者、競争相手との公正な取引は良好な事業行爲であり、Cytec の価値観に沿ったものです。このため、会社は不公正に他者を利用する行爲を許容しません。

競争に関する情報。 個人は、所有者の許可なく競争相手の機密情報を求めてはいけません。競争情報を入手するための窃盗、賄賂、虚偽の説明、スパイ行爲、倫理に反する事業手法は禁止されています。

雇用機会均等

Cytec はその方針として、人種、皮膚の色、宗教、性別、出自の国籍、年齢、既婚の如何、身体的又は知的障害、復員軍人の如何、性的／情愛的指向に係りなく、雇用における均等な機会を全社員に保証します。

この方針は雇用慣行だけでなく、昇進、昇給、仕事の任命、雇用終了を含む雇用関係のすべての局面に適用されます。又、以下のような歓迎されない性的接近、性的好意の要求、その他の性的性格の口頭又は身体的接触を含むセクシャルハラスメントも禁止されています。

- そのような行爲への服従が明示的又は暗示的に個人の雇用条件とされる場合、
- そのような行爲への個人による服従又は拒否が、その個人に影響を与えるような雇用上の決定の基盤として利用される場合、
- そのような行爲が個人の仕事の成績に不合理に干渉したり、威嚇的、敵対的、不快な仕事環境を作ることを目的としたり、そのような影響を及ぼす場合。

すべての社員は自らの可能性を最大限に引き出せるような職場環境を与えられるべきです。会社は、これを実現するためにも仕事環境に性的嫌がらせを含むいかなる形での差別もあってはならないことを認識しています。この方針の効果的な適用には、社員一人ひとりの認識と支援が必要です。

プライバシー

Cytec は個人のプライバシーを尊重し、社員の秘密を大事にします。 Cytec は会社が事業を行う国の法律に則した方法で社員の個人情報 の収集、使用、開示に努めます。Cytec は、社員の個人情報及び当 該情報の使用に関する社員の権利を利用する上で会社が守るべきプライバシーに関する原則を定めたPrivacy Policy（プライバシーポ リシー）を採用しています（Cytec のホームページに掲載していま す）。

Cytec は、全社的社員数の報告、統計分析、報酬計画及び関連処理、キャリア開発、株主、社員、退職者及びその家族との通信、正確 な手当て記録の保持、社員配属、保障問題、健康及び安全管理、 社内調査、倫理調査、政府機関もしくは司法関係の照会、Cytec 資産利用の追跡調査、知的財産の目的、医療管理、もしくは合併、 買収、資産の一部売却などの人的資源管理のために個人情報を収 集及び使用します。

Cytec は個人情報へのアクセスを、当該個人情報を保持及び処理す る特定の事業目的を持つ、Cytec の組織内の人物又はCytec の代理 人に限定します。

個人情報へのアクセスを許可された各個人は当該情報の機密性と 完全性を保ち、上記に定める事業目的に従ってのみ個人情報を使 用するものとします。個人情報を他の事業目的に使用する場合は、 保持される情報の対象者である当人に、その旨を事前に通知した上で使用できるものとします。

インサイダー取引とCytec 株の取引

いかなる個人も、Cytec Savings and Profit Sharing Plan（Cytec 貯蓄・利益共有プラン）における利害関係を含む、当社有価証券やそのデリバティブ証券を売買する目的で、会社に関する重要な非公開情報を利用してはいけません。同様に、他社の有価証券を売買する目的で、会社の事業を遂行する過程で得た重要な非公開情報を利用してはいけません。同様に、このような情報を開示してはならず、当該情報を利用して有価証券を取引するおそれのある第三者に当該情報に基づき有価証券の売買を推奨してはいけません。

「重要な非公開情報」とは一般公開されていない情報で、妥当な投資家が特定の企業の有価証券の売買を決める際に重要な情報であると考える可能性のある情報です。「重要」とみなされる重大な事象として以下のものがあげられます。

・現在又は予想される収益における重大な変化、
・配当における変化、
・株式買戻しプログラム、
・提案されている大規模な株式取得又は処分、
・合弁事業等の大規模な契約、
・提案されている株式オファー、
・資産の重大な購入、又は販売、償却、
・訴訟における主要な展開。

情報は、情報が公開され（プレスリリース又は四半期報告書等により）、市場がその情報を知り評価できる一定の期間（通常、少なくとも1取引日）が経過して初めて公開情報とみなされます。

上記の禁止はCytec社員によるストックオプションの行使までは禁止していませんが、社員はストックオプションで取得した株式の売却を情報が公開されるまで待つよう求められる場合があります。

環境・安全・衛生

Cytec では社員、顧客、隣人の健康と安全を守り環境保護に常に全力を尽く、事業を展開していきます。一人ひとりの社員は、仕事環境に適用可能な環境、衛生、安全に関する法律及びCytecの基準を熟知しておくことに責任があります。Cytecの基準はしばしば、適用可能な法律よりも厳格です。Cytec社員は、すべての適用可能な環境、安全、衛生に関する法律及び関連する会社の基準を完全に遵守することが求められます。

環境、安全、衛生に関する法律及び Cytec の基準では以下に関する規則が定められています。

- 危険廃棄物の適切な管理、
- 大気、河川、土壌への物質の放出、
- 環境媒体への危険物質の放出に取り組む浄化要件、
- 化学物質の製造、
- 原材料、中間生成物、製品、廃棄物を含む危険物質の安全な使用と管理、
- これらの物質に関する危険性と責任についての適切な伝達、
- 職場及び輸送の安全規則、現場のセキュリティ規則。

Cytec の基準は会社のイントラネットサイトの Safety, Health and Environmental（安全・衛生・環境）で公開されています。環境、安全、衛生に関する法律ではしばしば、危険物質放出の報告といったきわめて迅速な対応が義務付けられています。更に、これらの法律では厳密な記録保管が義務付けられています。

各工場には、その工場が環境、安全、衛生の面で確実に適合できるように安全・衛生・環境（SH&E）担当者が任命されています。現場の SH&E 担当者は質問に答えたり、必要な報告をタイムリーに行えるよう工場に協力します。現場SH&E担当者が職務遂行に必要な情報をすべて確実に得られるようにするため、工場の原材料、製品、中間生成物、廃棄物の使用や管理における変更を含む、すべての材料の取り扱い、使用、保管、輸送、廃棄に関するあらゆる情報や懸念について迅速に現場SH&E担当者に通知する必要があります。又、会社では社員や顧客が環境、安全、衛生の問題に関して会社の以下のコーポレートグループに相談できる体制を敷いています。

- SHE Services Department（SHE サービス部）、
- Legal Department (SHE counsel)（法務部、SHE 相談室）、
- Toxicology and Product Regulatory Compliance Department（毒性物質・製品規制コンプライアンス部）、
- Corporate Medical Services Department（コーポレート医療サービス部）。

帳簿と記録の整合性、会計基準

Cytec の会計記録は、政府機関、会社の融資者及び株主、重役会及び経営陣に対する報告書作成に使用されます。会社のすべての会計記録及びこれらの記録を元に作成した報告書は、関連する司法管轄区の適用可能な法律に適合している必要があります。

すべての帳簿、記録、アカウントは正確かつ公正に記載され、記録されている取引や情報が正確かつ公正に反映されている必要があります。虚僞又は人爲的な記入をしてはいけません。ビジネスや科学的結果を変えたり歪めるために、或いはその他の目的で記録又は情報を改ざんしてはいけません。非公開又は未記録の資金や資産を作ったり保持してはいけません。加えて、すべての取引は、適切な会計期間にわたり適切なアカウントに記録された、合理的な詳細にわたる正確な文書の裏付けがなければいけません。各個人は自分の活動に関して、Cytecの会計システム及び社内管理の関連システムが法律及び会社の方針に準拠して適切に保たれていることを確実にする責任があります。会社がこれらの規則を確実に遵守できるようにすることが、会社の独立した会計士及び社内監査役の責務の一つです。各個人は独立した会計士及び社内監査役に協力しなければならず、いかなる状況下にあっても情報を隠蔽してはなりません。

会社の財産と機会

会社の財産。 会社の財産はビジネス上の正当な目的や経営陣の承認を得た目的のためにのみ使用するべきです。これらの財産には、会社の物理的財産、情報及び通信システム、専有情報などが含まれます。各個人は会社の財産を保護し、その効率的な活用に対する責任があります。会社の財産の盗難や不注意な取り扱い、無駄は会社の利益に直接的な影響を与えます。

企業の機会。 会社の利益となるような機会が訪れた際には会社の正当な利益を追求することも各個人の義務です。各個人は、(a) 会社の財産、情報、地位を利用して得られた機会を私的に利用すること、(b) 会社の財産、情報、地位を私的な利益のために利用すること、(c) 会社と競合することは禁止されています。

不正な支払

会社の資金又は資産を不正な目的で使用してはいけません。特に、事前に執行委員会の特別な承認を得ている場合を除き、不正であるなしに係らず、政府職員や代理人に対して又は政府職員や代理人のために金銭の支払（高額の贈り物や贅沢な又は過度の接待を含む）をしてはいけません。そのような金銭の支払が、支払の裏付けとなる文書に記載されている以外の目的で使用されることを意図又は了解して金銭を支払ってはいけません。

政治活動

多くの司法管轄区では法律により、直接間接を問わず、政府機関の選挙に関連した献金を企業に禁じています。一部の司法管轄区では、たとえ資金の支出を伴わない政治活動であっても事前に法規に適合せずに行われることがないよう、ロビイストの登録が求められています。会社の資金や資産を不正な政治献金や活動に使用してはいけません。法律で許可された、政治的目的での会社の資金や資産の使用は、事前に執行委員会の承認を得る必要があります。

政治候補への献金はプライベートな良心の問題です。従って、いかなる個人も社員に献金を強要してはならず、政治献金（又は政治献金を行わないこと）は社員の報酬や雇用、昇進に何らの影響も与えることはありません。

政府機関への虚偽の報告

Cytec では、政府機関に提供する情報が真実であり正確で完全であることを保証することを会社の方針としています。

外国の排斥運動

Cytec では、外国の経済的排斥運動への協力を禁じた米国法に完全に適合することを会社の方針としています。

禁止されている活動には、排斥対象の国又は国民或いはブラックリストに載っている企業とのビジネスを拒否すること、排斥対象の国又はブラックリストに載っている企業への会社又は人物との関係に関する情報の提供、ある人物の人種、宗教、性別、国籍、又は排斥対象の国を支援する慈善団体との関係に関する情報の提供、人種又は宗教、性別、国籍に基づく個人や企業に対する差別、排斥条項が含まれている信用状の履行等があります。排斥を要請された場合は米国政府に報告する必要があります。

国際貿易問題の担当者はこの方針に細心の注意を払う必要があり、法務部の助言を求め、排斥の要求をすみやかに法務部に報告せねばなりません。

著作権

著作権で保護されたソフトウェアを含む、著作権で保護された物を不法に使用することは著作権法違反であり、厳しく禁止されています。

多くの国では著作権法により、独創性と有形性の最小限の基準を満たす作品（例えば、文学作品、音楽作品、劇作品、絵画作品等）を再生、翻案、配布、実演、展示する排他的権利が著作権所有者に認められています。著作権への適合は広告においては明白な考慮事項となりますが、Cytec では支障なく広告を出せるよう然るべき対策を講じているので、通常は主要な問題とはなりません。

広告の分野以外では、著作権の問題は主として2つの原因で発生します。
(I) コピー機による複写、
(II) 著作権で保護されたソフトウェアの使用。

米国では、当社は Copyright Clearance Center （著作権承認センター）でライセンスを取得しているので、ほとんどの場合1番目の問題は解決されています。ただし、ライセンス対象外の出版物については従来と変わらず、著作権法による「公正な使用」に則った付随的利用に限定されます。米国以外の国では、その時点で効力のある法律に従う必要があります。

実質的にすべてのコンピュータソフトウェアは販売されたものではなく、ライセンスにより使用が許諾されたものです。通常、ソフトウェアのパッケージに同封されているライセンスには、許可される使用と可能なコピー回数が指定されています。許可されていない使用や海賊版、不正なコピー、模造等の未承認のソフトウェア（電子掲示板からダウンロードしたソフトウェアを含む）の使用は、(i)会社のコンピュータシステムをウィルス感染等の危険に曝すことになる上、(ii) 法律違反となります。

利害相反

各個人は Cytec の最良の法的利害のために行動する社員の義務と抵触する場合は、顧客、供給業者、債権者、競争相手、その他の法人又は人物に対し義務を負ったり関係を持ってはいけません。更に、個人はCytecでの地位を利用して不適切な個人的優位や利益を得てはいけません。

この要件の一般的性格を限定することなく、社員は以下を行ってはいけません。

I. 社外での他組織における金銭的利益の取得や保持が会社の最良の利益と相反すると思われる場合に、そのような金銭的利益を取得したり保持すること、

II. 事前に会社の役員から書面による承認を得ずに事業団体の社員、代理人、顧問を務めること、

III. 会社とビジネス関係にある人物や団体（或いはその社員や代理人）から贈り物や好意を受け取ること、

IV. 法律又はこの社員行動規範により、会社とビジネス関係にある人物や団体（或いはその社員や代理人）に贈り物や好意を供与しても受け取れない状況であるにも係らず、贈り物や好意を供与すること、

V. 事前に会社の最高経営責任者から書面による承認を得ずに事業団体（直接間接を問わず、会社の全額又は一部出資子会社以外）の役員又は重役に就任すること、

VI. 個人の近親者又は個人的に親密な人物が少なからず金銭的利害関係を持つビジネスに対する会社の発注又は発注条件に影響を与えること。

上記で定められている禁止事項の一定のものは以下の例外の対象となります。

a. 個人が保有する株式が、国立証券取引所に上場されているか或いは100人以上の株主がいる企業の株式の5%以内であれば、通常の投資における取得又は有価証券の所有及びその他の投資は、社外の金銭的利害関係に関して条項 (I) で定められている禁止事項の違反とはなりません。

利害相反（続き）

b. 条項 (II) で定められている禁止事項は会社の重役には適用されず、又、集団の交渉単位の対象となる社員或いは公正労働基準法（Fair Labor Standards Act）により「非免除」に分類されている社員、又は米国国外で雇用された者で当該人物が米国内で雇用された場合に非免除に分類される者には、会社との雇用業績に支障を来たさない限り副業を持つことを禁止していません。ただし、雇用契約書を締結した非免除社員は、当該契約により承認を得る必要があります。

c. 条項 (III) で定められている贈り物又は好意を受けることに関する禁止事項に関して、贈り物や好意を受けることが個人の職務の遂行に影響を与える可能性がないと妥当な人物により解釈される状況下で、通常のビジネス慣行に従って慣習的に交わされる価格と種類の食事、接待、贈り物を受けることは違反にはなりません。条項 (III) で定められている禁止事項は、会社を代表して受け取り、執行委員会に報告された贈り物には適用されません。

d. 条項 (V) で定められている別の組織の役員又は重役就任に関する禁止事項に関し、非営利企業の重役を務める場合又は社会的活動、地域社会の活動、政治的活動、及びその他の会社に対する責任と無関係のプライベートな性格の活動に係る場合は違反にはなりません。

個人的な贈り物や好意の授受に関する妥当性について疑念が生じた場合、個人は直属の上司に相談して下さい。上記で述べられている事柄以外の問題について疑念が生じた場合は、個人は会社の役員（重役の場合はガバナンス委員会委員長）、又は最高経営責任者、最高財務責任者に報告し、事実に基づき抵触がないと書面にて役員が判断する場合、個人はこの判断を信頼することができます。

会社の専有情報及び競争に関する情報

各個人は Cytec の機密ビジネス情報を保護し、承認されている手順に従った場合を除き、第三者に開示しないことが期待されています。

会社が開発又は取得し、他者が自由に入手することのできない会社の専有情報は、窃盗や不注意による損失から保護する必要のある貴重な資産です。不適切な開示はこのような情報の価値を損ない会社に損失を与えるおそれがあり、ひいては競争における当社の地位を弱める結果となります。

様々な種類の専有情報には、会社が機密保持を望み、或いは機密保持の義務がある、取引上の秘密、その他の技術、財務、事業に関する情報が含まれます。このような専有情報は、研究成果、製造技術、コストデータ、マーケティング戦略、予算、長期計画に関係する内容である場合があります。

専有情報を保護するため、会社は必然的に主として社員の忠誠心、清廉さ、誠意、警戒心に依存しなければなりません。ほとんどの場合、この関係についての了解は機密保持条項が含まれている雇用契約を雇用時に結ぶことで確認されます。会社を辞めた後も会社の専有情報を保護する義務は継続します。この合意がない場合でも、社員は法律によりこのような機密保持を推定する義務があります。

会社の専有情報を社外の人物に開示するかどうかの判断はビジネス面でも法的にも副次的影響があり、通常は会社と情報の受取人が機密保持契約を締結した上で行われます。会社の専有情報の開示は熟慮した上で、会社の利害が適切に保護されるよう法務部により検討されるべきです。

同様の理由により、競争相手の社員も雇用主に対して機密保持の義務があり、これは雇用関係が終了しても継続します。 Cytec 社員は、競争相手の社員に機密保持の義務に違反するよう誘導してはいけません。当社が偶然に競争相手の元社員を雇用した場合、私たちは前雇用主に対する社員の義務に違反するよう誘導してはなりません。

Delivering Technology Beyond
Our Customers' Imagination™

CYTEC INDUSTRIES INC.
Five Garret Mountain Plaza
Woodland Park, NJ 07424
www.cytec.com